課等の名称

農林課

項目 北小野地区 NO.3	狩猟免許取得にあたり、県の補助制度を生かす取り組み							
議会報告会での要望・意見	有害鳥獣対策にと、猟銃免許を取得したら、猟友会の年会費2万円を支払うことになり、かえって重荷になった。そのため、会員が減少している。県に質問したら、「補助の要望が無いから出していない」と言われ、市から「前例が無いから出せない」と言われた。どういうことか。是非、県からの補助を取って、市民に還元してほしい。 また、罠の見回りもするような態勢づくりも要望したい。							
担当部課での対応状況	地元からの要望		1	あり	時期		年度	
			2	なし				
	要望・意見について	1 把握していない		今後実施可能	実施時期		年度	
				今後実施は困難	具体的な	理由	別欄へご記入ぐ	ください
		2 把握している	1	把握しているが未実施	具体的な	理由	別欄へご記入ぐ	ください
			2	実施計画策定	時期		年度	
			3	予算措置	時期		年度	
			J	予算額			千円	
			4	事業完了	時期		年度	月
				事業に要した額			千円	
			5	次年度以降取組み予定				
関係法令・内部規程等 (関連法令があればご記入〈だ さい。)	関係法令		鳥獣保護法、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律					
	内部規程			塩尻市有害鳥獣被害対策事業補助金交付要綱				
総合計画との関連 (総合計画との関連があればご 記入〈ださい。)	第5章 創造性に富んだ産業のまちをともにつくる							
	第1節 特色をいかした農業をささえる 第2項 消費者と連携した農業を支援します							
	主な事業農業経営の安定化促進							
実施困難な理由 (障害となるもの等を具体的にご 記入ください。)								
その他 特記事項 (既に取組んでいる場合、どんな取組みをされているのか、また今後どのような取組みをされる予定があるかなどをご記入ください。)	・現在、市では新たにわな猟免許または銃砲所持許可を取得する人で、市が実施する有害鳥獣の駆除に従事していただける方に補助金を交付しています。 ・狩猟免許は3年ごとに更新が必要で、狩猟をするためには、毎年県への狩猟登録も必要であり、猟友会等加入にともなう会費や狩猟税等多額な負担が必要でありますが、現状では県及び市には取得後の経費にかかる補助の制度はありません。 ・有害鳥獣の対策として個体数を減少させることは重要であり、その担い手となっているのが猟友会であります。 ・猟友会の高齢化が進む中、駆除従事者の確保のためにも、新規取得だけではなく、継続にかかる費用の補助も従事者の公益性から検討しております。 ・わなにつきましては、設置者が毎日見回る必要がありますが、集落が一丸となって「集落捕獲隊」を設置した場合、資格のない集落の人が見回りを行うことができる県の制度							
	があります。 							